

参 考 資 料

- ・ 参考 - 1 平成 16 年災害を踏まえた中央政府の動き
- ・ 参考 - 2 水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について
- ・ 参考 - 3 豪雨災害対策緊急アクションプラン
- ・ 参考 - 4 集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会

平成16年災害を踏まえた中央政府の動き

平成16年災害では、10の台風が上陸し、死者・行方不明者が200人を越すなど、近年にない大きな被害をもたらした。

このような状況を受けて、内閣府や国土交通省などの国の機関では、制度、体制等の充実に向けて、様々な取り組みが進められている。

以下にその概要を示す。

国土交通省では、地域の水災及び土砂災害の防止力の向上を図るため、浸水想定区域を指定する河川の範囲の拡大、中小河川における洪水情報等の提供の充実、水防協力団体制度の創設、非常勤の水防団員に係る退職報償金の支給規定の創設、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実等、水防法について所要の改正が進められている。(参考 - 2)

また、国土交通省では、社会資本整備審議会河川分科会に設けられた「豪雨災害対策総合政策委員会」の緊急提言を受け、各種施策について時限や数値目標を設けて緊急的かつ強力にその具体化を図ることとして「豪雨災害対策緊急アクションプラン」を策定した。関係機関と密接な連携を図りつつ、速やかに制度創設の予算要求や法的措置の検討をはじめとする必要な措置を講じることとしている。(参考 - 3)

一方、内閣府では、16年の災害で亡くなった方の多くが高齢者という事態から、高齢者等の災害時要援護者の方々に対する対策を本格的に、かつ具体的に考えていくためのマニュアルやガイドラインをつくることとし、検討会を開催して「避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル(仮称)」や「高齢者等災害時要援護者の避難支援ガイドライン(仮称)」を年度末までに策定することとしている。(参考 - 4)